平成２３年（フ）第１４６号
奈良県橿原市山之坊町18番地の１　ファミールｉ202、前住所奈良県葛城市長尾474番地16
債務者　中垣　幸司
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１７０号
奈良県宇陀市榛原内牧1866番地、前住所奈良県桜井市大字大福469番地の７
債務者　中平　　亘
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１９１号
奈良県大和高田市田井新町１番１号、前住所奈良県大和高田市中三倉堂１丁目３番７号
債務者　中山　　綾
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１８７号
函館市千代台町15番22号
債務者　竹内　勝人
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２４３号
函館市弥生町18番３号
債務者　荒城　元康
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２４４号
函館市田家町20番２号
債務者　宮松　奈美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５１号
岩手県一関市三関字日照32番地１
債務者　金内　孝子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第６６号
山口県宇部市沼２丁目２番１号
債務者　矢野　雅人
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１０７４号
名古屋市千種区若水２丁目３番４号　サンマンション千種公園Ｆ―207
債務者　横井みゆき
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３４号
愛知県豊橋市南栄町字空池125番地の１　Ｃ―71
債務者　兼井　由朗
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１８６５号
大阪府豊中市北条町４丁目２番７―401号
債務者　岡　　妙子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６８８号
大阪市東淀川区大道南３丁目７番１―205号
債務者　前川　忠雄
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２４１号
大阪市鶴見区諸口２丁目６番４―1108号
債務者　門田　明絵
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３０４号
大阪市平野区平野南１丁目８番32号　ヴィラスミタ403
債務者　上大迫政雄
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７３４号
大阪府吹田市清和園町16番８号
債務者　北野真由美
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９０２号
大阪府寝屋川市香里南之町36番34―2312号
債務者　向井　春美（旧姓岸田）
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９１２号
大阪府枚方市黄金野１丁目２番22―301号
債務者　福田　正美
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９２５号
大阪市都島区中野町２丁目11番８号　ハイライフ中野206号
債務者　平松　亮輔
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部